



平成29年11月1日

早稲田言語学院 御中

東京入国管理局留学審査部門

「在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関」の選定結果  
について（通知）

貴校は、「在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関」（適正校）  
として選定されましたので、平成30年の入学者については、原則として在留期  
間1年3月又は1年が付与されます。

また、不法残留者の発生率が3パーセント以下であることから、平成30年の  
入学者については、不法残留者を多数発生させている国・地域の出身者について、  
在留資格認定証明書交付申請時の提出書類が軽減されます（別途追加提出を依頼  
する場合を除く。）。

注1) 本通知について質問がありましたら、当部門までお問い合わせ願います。

注2) 平成30年4月期日本語学校生（基準省令1号ハ該当）に係る在留資格  
認定証明書交付申請の受付については、先に送付いたしました文書（平成  
29年10月27日付け『在留資格認定証明書（「留学」の基準省令第1  
号ハ該当）の交付及び申請受付について』）をもって案内しておりますの  
で、不法残留者を多数発生させている国・地域の出身者に係る申請の場合、  
同文書の提出書類一覧「3%以下」の欄の資料を提出願います。

東京入国管理局留学審査部門

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

電話 03-5796-7253

FAX 03-5796-7131

JS 777